地域生活支援拠点の機能を担う事業所となる場合の運営規程の記載例

地域生活支援拠点の機能を担う事業所として届出を行う際は、以下の内容を参考に運営規程への追加項目を作成してください。

なお、(1)から(5)の役割は例であり、地域生活支援拠点の整備事業ごとに実情に応じて、実際に担う機能を記載してください。

|  |
| --- |
| 追加項目の記載例 |
| （地域生活支援拠点の機能を担う事業所）第●●条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成１８年厚生労働省告示第３９５号）第一の二の３」に規定する地域生活支援拠点として次の機能を担う。 （１） 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援を行う機能。 （２） 緊急時の受入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。 （３） 体験の機会・場 病院や施設、親元からの自立にあたって、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。 （４）専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。 （５）地域の体制づくり地域の様々なニーズに対応できるサービス提供　体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。 |
| 作成にあたっての留意事項 |
| １　各事業所の実態に応じて、（１）～（５）のうち実際に担う機能を記載してください。２　特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が届出を行う場合、少なくとも（１）（５）の機能を担うことが届出（所定の加算算定）の要件となります。３　地域移行支援事業所、日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型）及び施設入所支援事業所が届出を行う場合、少なくとも（３）の機能を担うことが届出（所定の加算算定）の要件となります。４　（１）～（４）の各機能に該当せず、面的機能の一部としての役割を担う場合は、（５）の機能を記載してください。５　（２）の機能に該当する場合は、緊急時の受け入れに関して、市と協定を締結する必要があります。※短期入所のみ |